

和解あっせんに関する規則 新旧対照表

現 行	改 定	備考
<p>和解あっせんに関する規則</p> <p>第6条 〔和解あっせん手続〕</p> <p>基本規則第2条に定める加盟団体、加盟チーム及び選手等は、関連する次の各号の紛争について、裁定委員会に和解のあっせんを申し立てることができる。ただし、Jリーグにおける紛争についてはJリーグ規約の定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 契約、所属及び移籍に関する紛争</p> <p>(2) 本規則及びこれに附随する諸規程に関する権利・義務に関する紛争</p> <p>第9条 〔申立手続〕</p> <p>1. 和解あっせん手続の申立を行う者（以下「申立人」という）は、裁定委員会に対し、次の書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 申立書</p> <p>(2) 申立人の主張を裏付ける書証がある場合は、その原本又は写し</p> <p>(3) 代理人により申立を行う場合は、委任状</p> <p>2. 前項第1号の申立書には、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 当事者の氏名又は名称(法人の場合は代表者も記載する)、住所、電話・ファクス番号及びメールアドレス</p> <p>(2) 代理人に代理させる場合は、代理人の氏名、住所、電話・ファクス番号及びメールアドレス</p>	<p>和解あっせんに関する規則</p> <p>第6条 〔和解あっせん手続〕</p> <p>基本規則第2条に定める加盟団体、加盟チーム及び選手等は、関連する次の各号の紛争について、裁定委員会に和解のあっせんを申し立てることができる。ただし、Jリーグにおける紛争についてはJリーグ規約の定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 契約、所属及び移籍に関する紛争</p> <p>(2) 本協会の規則等に関する権利・義務に関する紛争</p> <p>第9条 〔申立手続〕</p> <p>1. 和解あっせん手続の申立を行う者（以下「申立人」という）は、裁定委員会に対し、次の書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 申立書</p> <p>(2) 申立人の主張を裏付ける書証がある場合は、その原本又は写し</p> <p>(3) 代理人により申立を行う場合は、委任状</p> <p>2. 前項第1号の申立書には、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 当事者の氏名又は名称(法人の場合は代表者も記載する)、住所、電話・ファクス番号及びメールアドレス</p> <p>(2) 代理人に代理させる場合は、代理人の氏名、住所、電話・ファクス番号及びメールアドレス</p>	<p>和解あっせんの対象について修正</p>

<p>(3) 申立の趣旨 (4) 申立の理由及び立証方法 3. 申立の手数料は1件につき金10万円とし、申立と同時に納付しなければならない。</p> <p>[改正] 2013年12月19日(2014年4月1日施行) 2016年3月10日(2016年4月1日施行) 2017年4月13日</p>	<p>(3) 申立の趣旨 (4) 申立の理由及び立証方法 3. 申立の手数料は1件につき金10万円(消費税等込)とし、申立と同時に納付しなければならない。</p> <p>[改正] 2013年12月19日(2014年4月1日施行) 2016年3月10日(2016年4月1日施行) 2017年4月13日 <u>2021年4月8日</u></p>	<p>税込であることを明確にする</p>
--	--	----------------------